

●香川県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和5年7月25日

香川県知事 池田豊人

変更年月日	事業所の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
	変更前	変更後	
令和5年6月1日	バイス訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	有限会社バイス 代表取締役 倉田典之 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3